

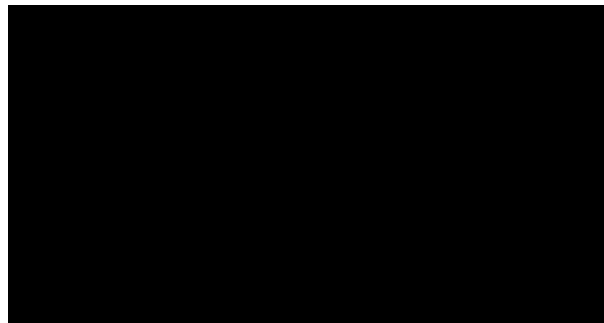
申請枠区分

通常枠

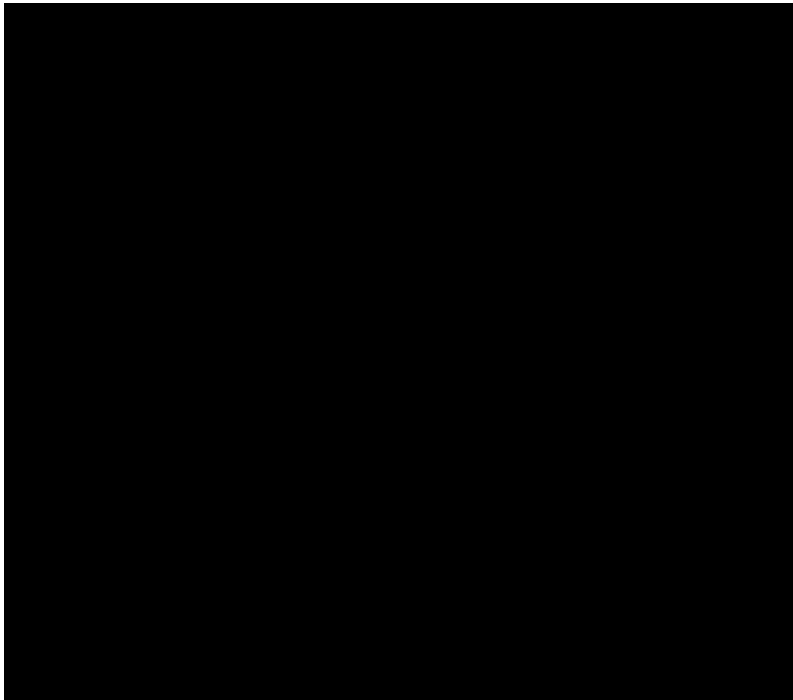
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人青少年自立援助センター

団体代表者 役職・氏名

代表理事 河野久忠

分類

法人番号

4013105000091

団体コード

申請団体の住所

東京都福生市大字福生字武蔵野2351番地1

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

東京都福生市本町94-9 GCCビル1階

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	誰ひとり取りこぼさない、IT活用も含めた日本語教育・支援体制整備事業		
	事業名(副)	—社会的所属のない海外ルーツ者を対象とした学びとつながりの場づくり—		
	団体名	特定非営利活動法人青少年自立援助センター	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	本事業では日本語能力が十分でなく通学を諦めている海外ルーツの子ども・若者に対し、日本語教育や学習支援、居場所の提供などを行うことで通学ができる状態を目指しており、全ての若者が必要とする教育機会に繋げることに寄与する。
4.質の高い教育をみんなに	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	本事業では社会的所属のない海外ルーツの方を対象に、日本語習得の支援および学習支援、多文化コーディネート実施によって対象となる方が進学や就労の選択肢を得ることを目指しており、全ての人々が高等教育への平等なアクセスを得られることに繋がる。
4.質の高い教育をみんなに	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	本事業では社会的所属のない海外ルーツの若者・生活者を対象に日本語習得の支援に加え、セミナーを含む就労支援を行う。これは雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び企業に必要な技能を備えた若者の割合の増加に貢献するものと考えられる。

8.働きがいも経済成長も	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	地域調査、専門性に基づいた適切なアプローチによる受益者発見を通して、学校や職場をはじめとした社会的所属のない海外ルーツの方々と繋がることを目指す。また、繋がった方々には進学や就労に必要な日本語能力の習得や就労支援を実施していくため、仕事も通学もせず、職業訓練も受けていない若者減少に貢献するものとする。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	本事業では地域調査、専門性に基づいた適切なアプローチによる受益者発見を通して、学校や職場をはじめとした社会的所属のない海外ルーツの方々や繋がり、彼らに対し必要な日本語習得機会を提供すると共に、必要に応じた学習支援、就労支援などを行う。この能力強化を通して、環境を問わずあらゆる方々が社会的に取り残されないことに寄与すると思われる。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	186/200字
<p>当法人は1977年フリースクールのさきがけとして誕生し、1999年にNPO法人化された。不登校やひきこもり状態者、障害、海外ルーツなど社会的に自立が困難または今後困難になると予想される青少年に対し、自立就労訓練や学習支援活動等機会の提供、関係諸機関等との連携や伴走支援を通して、状況の緩和およびそこから脱却し、各人の個性に応じた自立への機会獲得に寄与することを目的とする。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
<p>教育・相談・生活支援など多様な事業を実施。2010年度より海外ルーツの子ども・若者専門教育支援現場を立ち上げ、4,500人以上へ対面・オンラインによる日本語・学習、就労定着支援の機会を提供。休眠預金活用事業の実行団体として19年度通常枠・21年度22年度緊急枠にて海外ルーツ支援団体への伴走支援事業を実施し、23年度緊急枠資金分配団体、24年度活動支援団体として資金的・非資金的支援に取り組んでいる。</p>	

II.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国	<p>本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。</p>	なし

<p>直接的対象グループ</p>	<p>①海外ルーツの方を対象とした教育支援経験を有する団体（NPO、国際交流協会、日本語教室など）</p> <p>②①かつ、法人格を有し、有給で勤務する職員が1名以上在職していること。</p> <p>【必須要件】</p> <p>以下のすべてを満たす取り組みを採択する。尚、採択時に満たない要件があった場合は、事業実施準備期間中に要件を満たすよう計画がされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請事業の取り組みの中で、社会的所属のない海外ルーツの方を対象とした日中の教育支援機会を提供すること。 ・有資格者の日本語教師を1名以上配置すること。 ・多文化コーディネーターまたは類似の役割を担う担当者の配置（兼任可） ・適切な精算体制を有すること。 ・オンラインまたはハイブリッドクラスの開設を通じて、遠方や自宅から出られない方への教育機会へのアクセスを確保すること。 <p>【優先要件】</p> <p>活動の中で、行政や関係機関とのネットワークを構築し、または既存のネットワークを活用し、有機的に連携しながら日本語教育や外国人支援の空白地域を含む、より広い地域の、より多くの受益者へ支援を届けようとする取り組みを優先します。</p>	<p>(人数)</p>	<p>全国5団体程度</p>
<p>最終受益者</p>	<p>社会的所属のない海外ルーツの子ども・若者・生活者</p> <p>※「社会的所属のない」とは、在留資格上、日本社会における所属先（就業先や教育機関等）が規定されていない状態で来日する義務教育年齢以降の若者、生活者および不就学や不登校など、実体として日本社会において所属につながる事ができていない、所属先で十分に学ぶことができていない状況の子どもを指す。</p>	<p>(人数)</p>	<p>○本事業の総支援人数</p> <p>合計 450名（1団体あたり 事業期間通算平均90名程度）</p> <p>*1人当たりの想定平均支援時間 600時間（月平均100時間想定 = 1回5時間 × 20日 × 6か月 or 1回3時間 × 20日間 × 10か月）</p> <p>1団体あたり、延べ54,000時間の支援機会を新たに創出。</p> <p>▼支援人数の内訳</p> <p>1年目：10名/団体 × 5団体 = 50名</p> <p>2年目：30名/団体 × 5団体 = 150名</p> <p>3年目：50名/団体 × 5団体 = 250名</p>

<p>事業概要</p> <p>592/600字</p>	<p>【事業概要】</p> <p>本事業は、海外ルーツ支援における地域間格差の是正を目的として、急増する海外ルーツの方々の内、特に無支援状態に置かれやすい「社会的所属のない海外ルーツの方（子ども、若者、生活者）」を対象とした、ハイブリッドand/orオンライン形式の日本語教育機会や、多文化コーディネーターによる就労・進学支援等のサポートの提供を通じた支援の質と量の拡大に取り組む活動に対して、当法人の専門性を活かした伴走支援および資金的支援を実施する。</p> <p>【当法人による伴走支援】</p> <p>当法人の長年にわたる海外ルーツ支援および中間支援の実戦と経験から、実行団体に対して以下の様な専門性支援を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッド・オンライン教育、多文化コーディネートノウハウ提供、人材育成支援 ・受益者発見から定着までのつながりづくり支援（情報の多言語化、外国人コミュニティ等との連携等） ・企業・行政、関係機関との連携支援 ・広報、ファンドレイジング、社会的インパクト評価、DX化等組織基盤整備、等 <p>【事業の新規性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人支援の空白領域である「社会的所属のない海外ルーツ」支援に取り組む ・支援者の高齢化やボランティアな活動が多い海外ルーツ支援セクターにおいて、専門性のある支援ノウハウおよびオンライン・ハイブリッド支援の実装による広域対応・支援の質と量の増大 ・同、DX化等組織基盤整備による人材不足感の低減
-----------------------------	---

III.事業の背景・課題

<p>(1)社会課題</p> <p>在留外国人が過去最高の359万人（対前年+37万人）となる中で、就学や就労先など来日直後の「社会的所属」のない海外ルーツの方（子ども、若者・生活者）の増加が課題となっている。</p> <p>こうした方の多くは、日本で働く在留外国人の家族として「家族滞在」などの在留資格で来日している。留学生や技能実習生等と異なり、「社会的所属を持たない海外ルーツ」の方々の多くは、日本で働く外国人労働者の帯同家族として来日する。当法人が2010年度より実施してきた海外ルーツ教育支援利用者、4500人の内、約半数はこうした社会的所属を持たない状況の方々である。彼らが持つ在留資格には、日本語教育や日本社会への定着支援が結びついておらず、その取り組みが自治体やボランティア任せとなってきた。当事者の意欲の有無にかかわらず、専門的・体系的な支援はほとんど行われていない現状があり、いわば「外国人支援の空白領域」と言える。現在、当法人では2016年度より実施してきたzoomを活用したオンライン支援に取り組んでいるが、昨今のニーズの急増により対応が追いつかない他県のNPOや行政から、頻繁に受け入れ要請が入るような現状である。</p> <p>今後、日本社会においてさらに外国人材の受入れが進むことは間違いなく、特に人材不足に悩む地方でその動きが加速することが予想される。一方、こうした地域では外国人支援の取り組みはほとんど実績がないか、ボランティアな活動に任せきりとなっていたケースが多い。このため、いざ公的な取り組みを実施しようとしても、地域内で人材や連携先のNPO等を探し出すことが難しい現状がある。本事業は、NPO等の非営利団体や国際交流協会等を対象として、受益者の発見から参加につなげるためのつながり支援の実施、専門性のある日本語教育や多文化コーディネート機能の新設または拡充や、オンライン支援導入による広域支援の実装、行政・企業連携機会の創出などを非資金的にも資金的にもサポートすることで、海外ルーツ支援の中でも積年の課題である地域間格差の是正に手当しつつ、未だ社会化されていない社会的所属を持たない方々への支援体制を整備し、地域および日本社会へのスムーズな定着と活躍につながる共生社会の基盤整備に貢献する。</p>	<p>936/1000字</p>
<p>(2)課題に対する行政等による既存の取り組み状況</p> <p>文科省は令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」を施行、義務教育年齢の外国人児童生徒に関しては日本語教育の推進を各自治体の責務として求めているが、現時点ではその取り組みは地域間格差が大きい。さらに、義務教育年齢を過ぎた在留外国人に関しては、文化庁の基本方針において自治体がNPOなどと連携して体制整備を図ることを求めるにとどまり、その取り組み状況は自治体に依存し十分な支援が確保されていない。</p>	<p>197/200字</p>

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	195/200字
当法人は、2010年より文科省委託事業として不就学、不登校を含む海外ルーツの子ども若者に対する教育支援を開始した。2015年に当該事業が終了に伴い、保護者からの強い要望を受けて無償支援から受講料事業モデルへ転換。2016年には地域間格差是正のためzoomによるオンライン支援を実現。以後、受講料収入と助成金・寄付による奨学金を組み合わせ、持続的に全国の多数の受益者へ支援機会を提供している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	195/200字
家族滞在などの定住・長期在留可能な在留資格は日本語教育機会が紐づけされておらず、自治体やNPO等による支援が十分届いているとは言えない。それゆえに就学就労に困難を抱え、誰も実態を把握できないままとなっている。加えて、国としても文科省、こども家庭庁、厚労省とどこが本課題のイニシアティブを取るか曖昧な状態となっている。よって休眠事業を通じて民間から支援モデルを提示する意義が大きい事業である。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
長期アウトカム： 居住地域や年齢・在留資格に関わらず、すべての海外ルーツの方々に対して日本社会定着の機会が確保され、一人一人がその可能性を発揮することができる社会の実現
中期アウトカム ①全国各地域で、社会的所属のない海外ルーツの方々に対面またはオンラインを通じて必要な支援につながり、日本社会に所属を得ることができる状態 ②海外ルーツ支援団体による、持続的で質の高い支援事業モデルが構築され、各地域で活動を継続・拡大できている状態 ③自治体や地域市民に社会的所属のない海外ルーツの方々の存在が社会課題として認識され、地域社会での官民連携による支援の枠組みが一般的となっている状態

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金配分100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【受益者の変化①日本社会に所属を得られている】 社会的所属のない海外ルーツの方が、本事業の支援を通じて日本社会に所属を得られた状態		定性的指標： エコマップ等を用いた社会的関係性の可視化し、その関係性が増えているか 定量的指標： 社会的な所属がないことによる不安感情が減っている状態（利用者アンケートによる不安指数やウェルビーイングのスコアを想定）		定性的指標： 計測していない 定量的指標： 測定していない			定性的指標： 支援の前後で50%以上の受益者の社会的な関係性が増えている 定量的指標： 支援の前後で50%以上の受益者のスコアが向上している
【受益者の変化②日本語能力の獲得】 社会的所属のない海外ルーツの方が、本事業による専門性のある日本語教育機会を得て、基本的な日本語能力を身につけられている状態		定量的指標 日本語能力試験（JLPT）N4の獲得、もしくは団体内試験において相当の日本語力を有することが確認される		定量的指標： 合格できていない			定量的指標： 受益者の半数以上がN4もしくは相当の日本語力を獲得できている

<p>【受益者の変化③支援につながる事ができている】</p> <p>各地域で社会的所属をもてずに、孤立孤独な状態になっている海外ルーツの方に対して、実行団体のアウトリーチ（受益者の発見）によりつながり支援を受けられている状態</p>	<p>定量的指標</p> <p>アウトリーチ活動により、新たにつながる事ができた社会的所属のない海外ルーツの方の人数</p>	<p>定量的指標：</p> <p>団体により異なる</p>		<p>定量的指標：</p> <p>団体により異なるため、事業開始後に設定</p>
<p>【受益者の変化④支援アクセスの無い方がオンライン支援につながる事ができている】</p> <p>これまで支援が届かなかった社会的所属のない海外ルーツの方の内、いわゆる外国人散在地域に暮らす方や、物理的または事情により支援現場へアクセスが困難な方々が、実行団体によるオンライン（またはハイブリッド型）支援の実施により、専門性のある日本語教育機会や多文化コーディネート支援を得られている状態</p>	<p>定量的指標</p> <p>オンライン支援の活動により、新たにつながる事ができた、社会的所属の無い散在地域や物理的・事情によりアクセス困難な状況にある、社会的所属の無い海外ルーツの方の人数</p>	<p>定量的指標：</p> <p>団体により異なる</p>		<p>定量的指標：</p> <p>団体により異なるが、初期値より20%増加している（初期値がゼロの場合は、新規登録者が年10名以上つながっている）</p>
<p>【実行団体の変化①】事業モデル構築</p> <p>休眠の事業期間が終了した後も、行政委託・寄付、助成金など多様な事業収入の見通しが具体化され、持続可能な活動の基盤が構築されている。</p>	<p>定量的指標：</p> <p>実行団体が、目標とする収益ポートフォリオ（受講料収入・補助金・助成金・寄付などがバランスよく得られている状態）の達成が見込める状態ができている。</p> <p>（例：目標収益ポートフォリオにおいて、受講料収入が総収入の50%だとすれば、事業終了時に25%程度の受講料を得られている）</p> <p>定性的指標：</p> <p>事業期間を通じて将来的な持続的事业モデルの計画が策定され、その根拠となる実績等がそろっている</p>	<p>定量的指標：</p> <p>完了していない</p> <p>定性的指標：</p> <p>策定していない</p>		<p>定量的指標：</p> <p>8割の団体が基盤構築を達成できている</p> <p>定性的指標：</p> <p>実績や根拠となる情報とともに持続的な事業計画が策定されている</p>
<p>【実行団体の変化②】支援モデル構築</p> <p>質の高い支援に要する人材や、多文化コーディネートおよび教育支援ノウハウと必要な教育資材が確保されており、休眠の事業期間が終了した後も、受益者および地域の支援ニーズやその変化に柔軟に対応可能となっている状態。</p>	<p>定量的指標：事業期間を通じて、支援に要する人材やノウハウ、資材・機材が確保され、目標とする受益者数を安定的に受け入れできる状態が達成されている。（例：年間受益者数100名を目標とした際に、80%程度の受益者とつながることができている）</p> <p>定性的指標：</p> <p>事業期間を通じて、中期的な支援計画が立案され、その実行に向けて必要な準備と実績が揃っている。</p>	<p>定量的指標：</p> <p>完了していない</p> <p>定性的指標：</p> <p>策定していない</p>		<p>定量的指標：</p> <p>8割の団体が基盤構築を達成できている</p> <p>定性的指標：</p> <p>実績や根拠となる情報とともに中期的な支援計画が策定されている</p>

<p>【実行団体の変化③ネットワーク形成】 本事業を通じて、実行団体同士のネットワークが形成され、事業終了後も情報連携や学びあいが続いている状態</p>		<p>定性的指標： 実行団体に対するアンケートで「学びあいや情報連携を行える実行団体同士のつながりがあるか」</p>	<p>定性的指標：無し</p>		<p>定性的指標： 8割以上の団体がYesと回答している</p>
<p>【地域社会の変化】 各実行団体が本事業を通じて把握した受益者の実態や支援の必要性、有効性の発信を通じて、自治体や企業、民間支援団体等が社会的所属をもたない海外ルーツの方々の現状と課題を認識し、支援の必要性を理解できている</p>		<p>定量的指標 活動地域における他団体／行政、企業等向けの勉強会や報告会などの開催数</p> <p>定性的指標 本事業の調査報告書の発行有無</p>	<p>定量的指標： 無し</p> <p>定性的指標： 無し</p>		<p>定量的指標： 事業期間中1回以上の実施</p> <p>定性的指標： 発行している"</p>

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<p>【実行団体の変化①日本語教育・支援の専門性】 団体の中に、研修や伴走支援を通じて受益者の日本語力やニーズに基づいた専門性のある日本語カリキュラムの策定や、多文化コーディネーターとして就学や就労支援などを実践できる能力を得た当事者が育成されている</p>		<p>定量的指標： ①研修の受講人数 ②研修後の理解度と満足度を聞くアンケート調査（5段階）</p>	<p>100字</p>	<p>初期値/初期状態</p> <p>100字</p>		中間評価時の値/状態	<p>事後評価時の値/状態</p> <p>定量的指標： ①少なくとも専任の担当者はすべて受講 ②平均で3点以上（5点満点）</p>
<p>【実行団体の変化②受益者発見体制】 活動地域における在留外国人の状況やキーパーソンとのつながり、行政・民間の支援環境に関する実態が把握されると共に、情報の多言語化、母語や国籍ごとに異なる利用SNS・オンラインコミュニティへのアプローチ体制や地域の教育関係者等「人の目」による受益者発見のためのネットワークなど、実践可能な体制が整っている</p>		<p>定性的指標： 実行団体が以下の状態を達成できているかを資金分配団体が評価 ①つながるべき支援者と支援地域の特徴を特定できている ②団体が自立的に実施できる体制が構築されている</p>		<p>定性的指標： ①、②ともに団体によって異なる</p>		中間評価時の値/状態	<p>事後評価時の値/状態</p> <p>定性的指標： ①受益者発見に向けた地域特徴の分析ができている ②資金分配団体のサポートがなくても自立的に実践できている</p>
<p>【実行団体の変化③組織基盤・ガバコン体制の整備】 受益者の増加や行政事業の受託、企業や関係機関等との連携など支援の拡大に向けて、規程類・ガバコン等の組織基盤が整備され、DX化や管理会計等のバックオフィスの効率的な運用体制ができている</p>		<p>定性的指標： 実行団体が以下の状態を達成できているかを資金分配団体が評価 ①規程類・ガバコン等の組織基盤が整備されている ②事業の拡大に耐えうるDX化を含めた効率的なバックオフィスの運用が構築されている</p>		<p>定性的指標： 団体によって異なる</p>		中間評価時の値/状態	<p>事後評価時の値/状態</p> <p>定性的指標： ①・②ともにすべての団体が整備できている</p>

<p>【資金分配団体の変化①支援モデルの発信・横展開】 本支援モデルを全国の民間団体に普及することを目的に、受益者変化のインパクト評価を行うと共に、支援のノウハウ・ツールを整理し、資金分配団体が有するネットワークや報告会を通じて発信する</p>	<p>定性的指標： ①本事業によって得られたデータや知見をまとめた報告書の発行有無 ②民間支援団体のネットワークへの発信有無 ③国・行政や民間団体も含む報告会の実施有無</p>	<p>定性的指標： ①・②・③ともになし</p>	<p>定性的指標： ①・②・③ともに実施している</p>
<p>【資金分配団体の変化②：資金分配団体としての体制確立】 本事業の取り組みを通じて、資金的支援を伴う資金分配団体としての体制が確立された状態を作る。これまでの緊急支援枠における取組みや、活動支援枠事業を通じ得られた知見やノウハウをベースに、通常枠事業において単独運営に挑戦する過程において、中間支援団体としての強みや事業遂行能力を高める。</p>	<p>定性的指標： ①当法人が資金分配団体として必要な強みを把握し、事業遂行能力を向上させている ②単独で休眠預金の資金分配団体として運営を行うために必要なノウハウ（団体の精算管理、基盤強化など）を学び、実践を通じて確立できている。</p>	<p>定性的指標： ※当法人は緊急枠や活動支援枠を通じて資金分配団体の経験は有するが、単独での資金分配団体経験はない</p>	<p>定性的指標： 当法人が中間支援組織として自団体に必要な強みや体制を明確にし、それを確立できている。</p>

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<p>【事業準備期間】 公募への応募、資金提供契約の締結</p>	2026年5月下旬～9月中旬	25/200字
<p>公募・審査への応募 ・事業案の作成、事前評価、事業計画書・資金計画書の作成 ・資金分配団体による審査、視察などへの対応</p>	2026年5月～7月	59/200字
<p>資金提供契約の締結 ・採択後の事業計画、資金提供契約の修正 ・資金分配団体との資金提供契約の締結</p>	2026年8月～9月中旬	48/200字
<p>【準備フェーズ】※調査により把握された地域や受益者ニーズに基づいた支援計画立案・精緻化、支援体制整備、アウトリーチ活動 事前評価・研修受講、支援カリキュラム、教育資材の整理・準備、地域・受益者調査、運営基盤整備等</p>	2026年9月下旬～2027年3月 *一定程度体制ができている団体については、2026年9月下旬～準備ができ次第、事業開始へ	106/200字
<p>事前評価・評価計画の策定 ・事前評価研修を含む合宿への参加 ・ニーズ評価（受益者、自団体、活動領域および活動地域、支援内容）に必要な調査の実施 ・ロジックモデル作成 ・評価計画の策定と事業計画書の修正</p>	2026年9月下旬～2027年3月 *合宿は9月下旬実施	101/200字
<p>資金分配団体が提供する日本語教育や多文化コーディネートの専門的研修の受講 ・支援における配慮事項、受益者別（子ども or 若者・生活者）および実施形態別（ハイブリッド、オンライン）の日本語教育のカリキュラム・教育技術、多文化コーディネート研修プログラムの受講（合宿による集中的な研修+オンライン研修の他、必要に応じて専門家やPOが実行団体活動現場に赴いて研修やOJTの実施も想定）</p>	2026年9月下旬～2027年3月 *合宿は9月下旬実施	191/200字
<p>③受益者ニーズに基づいた日本語カリキュラムおよび支援活動の整理と精緻化、運営経費・料金体系の策定 ・受益者向けのアウトリーチ、広報や行政・企業その他関係機関や寄付者等との将来的な連携を見据え、支援活動上の経費や料金体系を整理・策定する ・実行団体ごとの状況、体制、支援の方向性および受益者ニーズ・地域特性を踏まえた日本語カリキュラムおよび支援活動内容を整理、体系化する</p>	2026年9月下旬～2027年3月	184/200字

<p>受益者発見に向けた地域調査・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者の国籍構成や居住エリア、連携を図る行政や団体の実態調査を実施。調査を通じて地域支援者や外国人コミュニティ、行政とのネットワークを作る（リファーマンとして紹介が受けられる信頼関係づくりを進める） ・③で整理された支援活動情報を、調査を通じて把握された受益者特性（言語、年代等）に基づいて整理・多言語化（広報・アウトリーチ活動準備） 	2026年9月下旬～2027年3月	185/200字
<p>⑤受益者の発見、つながりづくりと広報活動の開始</p> <p>資金分配団体POによる伴走の下、例えば以下のような取り組みなどを実行団体ごとに計画、策定し実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルアウトリーチ（多言語での情報発信、オンライン相談受付窓口の開設と運用など） ・情報波及や受益者との接点創出を目的としたミニイベントの実施。例：食支援や日本社会での生活tipsセミナー（子育て、医療・福祉関係情報等の通訳つきセミナーなど） 	2026年10月～概ね2027年3月を想定 * アウトリーチ活動は通年で実施され続ける場合もあるため、明確な終了時期は定めないが、準備→初回の実践については2027年3月中に完了する	198/200字
<p>組織基盤の整備、必要な資材・機材の確保、事業運営の効率化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援規模の拡大に向けて、組織拡大に耐えうる社内の規定・ガバコンの整備、DX化を含むバックオフィスを中心とする運営の改善 ・資金分配団体が提供するガバナンス・コンプライアンスや管理会計などに関する研修受講 ・ハイブリッド・オンライン形式による支援の実施や体系的な日本語教育の実施のために要する資材・機材の確保・環境整備 	2026年9月下旬～2027年3月 * 研修受講や準備等はこの間に実施するが、体制整備は事業実施期間中を通じて継続的に進めていく想定	191/200字
<p>【実践フェーズ】※準備フェーズにて把握されたニーズに基づき精緻化された支援計画、準備された体制に基づいて支援に取り組む</p> <p>・アウトリーチの継続的な実施、支援実施を通じて見えてきた課題やさらなる支援ニーズへの対応、支援の質向上のための研修実施、組織基盤の強化、行政・企業や関係機関等との関係構築、中間評価など</p>	2027年4月～2028年3月	152/200字
<p>①受益者の発見、つながりづくりの継続的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備フェーズで獲得した受益者との接点維持や多言語発信などの取り組みを継続的に実施し、自立的に取り組めるルーティンとして確立する。 ・同、地域や関係者とのつながり・ネットワークを維持、継続し深めることで、「人の目による発見」が自動的に行われる状態を確立する。 ・同、デジタルアウトリーチを継続し、オンライン上の外国人コミュニティにおける情報を把握する。 	2027年4月～2028年3月	199/200字
<p>②ハイブリッドまたはオンラインによる日本語教育、多文化コーディネート、相談等の支援実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備フェーズにおける調査を通じて把握、精緻化された支援・活動計画に基づき、支援の実践に取り組む。 ・実践を通じて見えてきた運営上の課題や新たな支援ニーズへの対応を検討し、PDCAを回しより適切な、質の高い支援の実現に取り組む 	2027年4月～2028年3月	157/200字
<p>③組織基盤の継続的な強化・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②で把握された運営上の課題等の改善および今後の支援機会の拡大に要する組織基盤の整備、強化、改善に取り組む 	2027年4月～2028年3月	69/200字
<p>④行政・企業、関係機関、支援者等との（継続的な）関係構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業終了後の持続可能な運営を見据え、行政や企業、関係機関、支援者（寄付者）等との関係構築・維持に取り組む <p>具体的には、定期的な関係者への訪問、意見交換機会の創出や情報発信（寄付者・活動への支援者の獲得）、接点創出のための日本人向けセミナーの開催などを想定。POによる伴走の下、団体の目指す出口や方向性に適した取り組みを実践する。</p>	2027年4月～2028年3月	194/200字
<p>⑤支援の質向上のための研修・合宿の実施、実行団体同士の学び合い・ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金分配団体による支援の質向上および中間評価の実施を目的とした合宿を実施。 ・実行団体のニーズに応じて、先駆的な取り組みを行う他団体や他地域実行団体への訪問や、人材のOJT研修の実施（資金分配団体や他団体の運営する現場での実践研修）などのコーディネートを行う。 	2027年4月～2028年3月	170/200字
<p>⑥中間評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前評価で設定した指標の確認、プロセスの適切性についての評価 ・事後評価に向けたロジックモデルの修正、事業計画／資金計画の修正 	2027年4月～2028年3月	73/200字
<p>⑦持続可能な支援モデルのための多様な財源獲得に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語カリキュラムの受益者負担や寄付者獲得、助成金・行政等からの委託事業化など、実行団体の目指す支援の方向性に沿った持続可能な支援の確立に向け、出口戦略を策定 	2027年4月～2028年3月	111/200字
<p>【出口フェーズ】※出口戦略に向けた持続可能な支援モデルの実践</p> <p>・アウトリーチの継続、日本語カリキュラムの有償移行や行政・企業等との連携創出、その他ファンディング、支援モデルの実践、事後評価に向けたインパクト評価の実施、報告会の参加など</p>	2028年4月～2029年3月	117/200字

①受益者発見の継続的な実施 ・実践フェーズで確立された受益者発見の流れの継続、ルーティンの強化、改善 ・受益者支援実績による口コミを生かした行政や外国人コミュニティ経由での問い合わせ強化	2028年4月～2029年2月	93/200字
②持続可能な支援モデルのための多様な財源獲得に向けた取り組み ・実践フェーズ⑦で策定した出口戦略に基づき、日本語カリキュラムの有料化や行政プロポーザルへの応募、企業連携の開拓、助成金の申請や寄付者獲得など、具体的なファンディングに取り組む	2028年4月～2029年2月	119/200字
③支援モデルの実践継続、対応強化 ・これまで取り組んできた支援モデルの実践を継続。年度ごとに急激に変化する支援ニーズへの柔軟な対応が可能な体制の確立に向け、人材育成やカリキュラムの再整備などを実施。 ・対応が難しい困難ケース等に関して、資金分配団体とのケース会議等を通じて対応を改善。より幅広いニーズに対応できるよう支援力を高める。	2028年4月～2029年2月	167/200字
④自団体の支援の強みの整理と強化、情報発信 ・自団体の支援モデルの強みとは何かを整理・分析し、その強化に取り組む。 ・整理・分析した強みをベースに、行政や企業、寄付者等への情報発信を行い、連携、委託事業化に取り組む（②の取り組みにつなげる）	2028年4月～2029年2月	120/200字
⑤課題の社会化に向けた情報発信および事業終了後の持続可能な運営のための研修・合宿の実施、実行団体同士の学び合い、ネットワークの強化 ・課題の社会化に向けた情報発信や事業終了後を見据えた運営体制強化のための研修・合宿を実施。 ・実行団体同士のこれまでの実践や取り組みから学び合い、同じ社会課題に取り組む団体同士としての連携やつながりをさらに強化する。	2028年4月～2029年2月	174/200字
⑥地域理解の推進や課題の社会化に向けた情報発信、勉強会等の開催 ・社会的所属のない海外ルーツの方々の方々の現状と課題や支援の必要性、地域でできることなど、これまでの実践を通じて把握された情報や経験をもとに、課題の社会化や理解の促進に資する情報発信、勉強会等を開催する（実行団体ごとの取り組み。企画策定や実施にあたっては、必要に応じて資金分配団体によるコーディネートや運営支援を行う）	2028年4月～2029年2月	188/200字
⑦事後評価（インパクト評価）の実施 ・各団体の支援によって得られた受益者の変化を評価 ・評価結果をもとにした事後評価報告書の作成	2028年4月～2029年2月	64/200字
⑧最終報告会への参加 ・事業全体の成果をまとめた最終報告書（資金分配団体が作成）をもとにした最終報告会への参加	2029年3月	55/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
【0年目：公募準備】 公募要領の作成・事前評価の実施、公募の実施・審査など	2026年4月～5月	
公募要領作成、公募の実施 ・公募要領作成に必要な事前調査の実施（特に社会的所属を持たない海外ルーツの方々が含まれると想定される在留資格者の近年の増加率が著しい地域へは訪問調査を実施。海外ルーツ支援団体だけでなく日本人向け支援団体や日本語学校等への関係機関に対しても調査・事業周知を行う。） ・公募要領の作成／事業LPの公開・広報 ・公募説明会の実施・Q&Aの公開	2026年5月～7月	181/200字
※審査により実行団体を決定 ・書類審査、現地面談、プレゼン審査の実施（資金分配団体により3段階の審査を経て、諮問委員会に推薦する団体を決定） ・外部諮問委員の任命 ・諮問委員会の実施（資金分配団体により推薦された団体から、委員会として推薦する団体を決定）※これまでの審査で不通過となった団体の団体名・事業情報も共有する ・諮問委員会の推薦を経て、資金分配団体同士で作る協議会にて最終の実行団体を決定	2026年8月～9月中旬	199/200字

<p>※評価計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間の評価計画を策定（評価体制の構築、評価予算の見直し、事前評価の評価設問の策定） ・事前評価の実施（3年間の計画策定に必要な調査、資金分配団体評価担当者／専門家によるワークショップなど） 	2026年5月～9月	105/200字
<p>【準備フェーズ】 ※調査により把握された地域や受益者ニーズに基づいた支援計画立案・精緻化、支援体制整備、アウトリーチ活動 事前評価・研修受講、支援カリキュラム、教育資材の整理・準備、地域・受益者調査、運営基盤整備等</p>	2026年9月下旬～2027年3月 * 一定程度体制ができていない団体については、2026年9月下旬～準備ができ次第、事業開始へ	106/200字
<p>事前評価・評価計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前評価研修を含む合宿への参加 ・ニーズ評価（受益者、自団体、活動領域および活動地域、支援内容）に必要な調査の実施 ・ロジックモデル作成 ・評価計画の策定と事業計画書の修正 	2026年9月下旬～2027年3月 * 合宿は9月下旬実施	101/200字
<p>資金分配団体が提供する日本語教育や多文化コーディネートの専門的研修の受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援における配慮事項、受益者別（子ども or 若者・生活者）および実施形態別（ハイブリッド、オンライン）の日本語教育のカリキュラム・教育技術、多文化コーディネート研修プログラムの受講（合宿による集中的な研修+オンライン研修の他、必要に応じて専門家やPOが実行団体活動現場に赴いて研修やOJTの実施も想定） 	2026年9月下旬～2027年3月 * 合宿は9月下旬実施	191/200字
<p>受益者ニーズに基づいた日本語カリキュラムおよび支援活動の整理と精緻化、運営経費・料金体系の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者向けのアウトリーチ、広報や行政・企業その他関係機関や寄付者等との将来的な連携を見据え、支援活動上の経費や料金体系を整理・策定する ・実行団体ごとの状況、体制、支援の方向性および受益者ニーズ・地域特性を踏まえた日本語カリキュラムおよび支援活動内容を整理、体系化する 	2026年9月下旬～2027年3月	184/200字
<p>受益者発見に向けた地域調査・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者の国籍構成や居住エリア、連携を図る行政や団体の実態調査を実施。調査を通じて地域支援者や外国人コミュニティ、行政とのネットワークを作る（リファーマンとして紹介が受けられる信頼関係づくりを進める） ・③で整理された支援活動情報を、調査を通じて把握された受益者特性（言語、年代等）に基づいて整理・多言語化（広報・アウトリーチ活動準備） 	2026年9月下旬～2027年3月	185/200字
<p>受益者の発見、つながりづくりと広報活動の開始</p> <p>資金分配団体POによる伴走の下、例えば以下のような取り組みなどを実行団体ごとに計画、策定し実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルアウトリーチ（多言語での情報発信、オンライン相談受付窓口の開設と運用など） ・情報波及や受益者との接点創出を目的としたミニイベントの実施。例：食支援や日本社会での生活tipsセミナー（子育て、医療・福祉関係情報等の通訳つきセミナーなど） 	2026年10月～概ね2027年3月を想定 * アウトリーチ活動は通年で実施され続ける場合もあるため、明確な終了時期は定めないが、準備→初回の実践については2027年3月中に完了する	198/200字
<p>組織基盤の整備、必要な資材・機材の確保、事業運営の効率化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援規模の拡大に向けて、組織拡大に耐えうる社内の規定・ガバコンの整備、DX化を含むバックオフィスを中心とする運営の改善 ・資金分配団体が提供するガバナンス・コンプライアンスや管理会計などに関する研修受講 ・ハイブリッド・オンライン形式による支援の実施や体系的な日本語教育の実施のために要する資材・機材の確保・環境整備 	2026年9月下旬～2027年3月 * 研修受講や準備等はこの間に実施するが、体制整備は事業実施期間中を通じて継続的に進めていく想定	191/200字
<p>【実践フェーズ】 ※準備フェーズにて把握されたニーズに基づき精緻化された支援計画、準備された体制に基づいて支援に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチの継続的な実施、支援実施を通じて見えてきた課題やさらなる支援ニーズへの対応、支援の質向上のための研修実施、組織基盤の強化、行政・企業や関係機関等との関係構築、中間評価など 	2027年4月～2028年3月	152/200字
<p>受益者の発見、つながりづくりの継続的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備フェーズで獲得した受益者との接点維持や多言語発信などの取り組みを継続的に実施し、自立的に取り組めるルーティンとして確立する。 ・同、地域や関係者とのつながり・ネットワークを維持、継続し深めることで、「人の目による発見」が自動的に行われる状態を確立する。 ・同、デジタルアウトリーチを継続し、オンライン上の外国人コミュニティにおける情報を把握する。 	2027年4月～2028年3月	199/200字
<p>ハイブリッドまたはオンラインによる日本語教育、多文化コーディネート、相談等の支援実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備フェーズにおける調査を通じて把握、精緻化された支援・活動計画に基づき、支援の実践に取り組む。 ・実践を通じて見えてきた運営上の課題や新たな支援ニーズへの対応を検討し、PDCAを回しより適切な、質の高い支援の実現に取り組む 	2027年4月～2028年3月	157/200字
<p>組織基盤の継続的な強化・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②で把握された運営上の課題等の改善および今後の支援機会の拡大に要する組織基盤の整備、強化、改善に取り組む 	2027年4月～2028年3月	69/200字

<ul style="list-style-type: none"> 行政・企業、関係機関、支援者等との（継続的な）関係構築 事業終了後の持続可能な運営を見据え、行政や企業、関係機関、支援者（寄付者）等との関係構築・維持に取り組む <p>具体的には、定期的な関係者への訪問、意見交換機会の創出や情報発信（寄付者・活動への支援者の獲得）、接点創出のための日本人向けセミナーの開催などを想定。POIによる伴走の下、団体の目指す出口や方向性に適した取り組みを実施する。</p>	2027年4月～2028年3月	194/200字
<ul style="list-style-type: none"> 支援の質向上のための研修・合宿の実施、実行団体同士の学び合い・ネットワーク 資金分配団体による支援の質向上および中間評価の実施を目的とした合宿を実施。 実行団体のニーズに応じて、先駆的な取り組みを行う他団体や他地域実行団体への訪問や、人材のOJT研修の実施（資金分配団体や他団体の運営する現場での実践研修）などのコーディネートを行う。 	2027年4月～2028年3月	170/200字
<ul style="list-style-type: none"> 中間評価の実施 事前評価で設定した指標の確認、プロセスの適切性についての評価 事後評価に向けたロジックモデルの修正、事業計画／資金計画の修正 	2027年4月～2028年3月	73/200字
<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な支援モデルのための多様な財源獲得に向けた取り組み 日本語カリキュラムの受益者負担や寄付者獲得、助成金・行政等からの委託事業化など、実行団体の目指す支援の方向性に沿った持続可能な支援の確立に向け、出口戦略を策定 	2027年4月～2028年3月	111/200字
<p>【出口フェーズ】※出口戦略に向けた持続可能な支援モデルの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> アウトリーチの継続、日本語カリキュラムの有償移行や行政・企業等との連携創出、その他ファンディング、支援モデルの実践、事後評価に向けたインパクト評価の実施、報告会の参加など 	2028年4月～2029年3月	117/200字
<ul style="list-style-type: none"> 受益者発見の継続的な実施 実践フェーズで確立された受益者発見の流れの継続、ルーティンの強化、改善 受益者支援実績によるロコミを生かした行政や外国人コミュニティ経由での問い合わせ強化 	2028年4月～2029年2月	93/200字
<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な支援モデルのための多様な財源獲得に向けた取り組み 実践フェーズ⑦で策定した出口戦略に基づき、日本語カリキュラムの有料化や行政プロポーザルへの応募、企業連携の開拓、助成金の申請や寄付者獲得など、具体的なファンディングに取り組む 	2028年4月～2029年2月	119/200字
<ul style="list-style-type: none"> 支援モデルの実践継続、対応強化 これまで取り組んできた支援モデルの実践を継続。年度ごとに急激に変化する支援ニーズへの柔軟な対応が可能な体制の確立に向け、人材育成やカリキュラムの再整備などを実施。 対応が難しい困難ケース等に関して、資金分配団体とのケース会議等を通じて対応を改善。より幅広いニーズに対応できるよう支援力を高める。 	2028年4月～2029年2月	167/200字
<ul style="list-style-type: none"> 自団体の支援の強みの整理と強化、情報発信 自団体の支援モデルの強みとは何かを整理・分析し、その強化に取り組む。 整理・分析した強みをベースに、行政や企業、寄付者等への情報発信を行い、連携、委託事業化に取り組む（②の取り組みにつなげる） 	2028年4月～2029年2月	120/200字
<ul style="list-style-type: none"> 課題の社会化に向けた情報発信および事業終了後の持続可能な運営のための研修・合宿の実施、実行団体同士の学び合い、ネットワークの強化 課題の社会化に向けた情報発信や事業終了後を見据えた運営体制強化のための研修・合宿を実施。 実行団体同士のこれまでの実践や取り組みから学び合い、同じ社会課題に取り組む団体同士としての連携やつながりをさらに強化する。 	2028年4月～2029年2月	174/200字
<ul style="list-style-type: none"> 地域理解の推進や課題の社会化に向けた情報発信、勉強会等の開催 社会的所属のない海外ルーツの方々現状と課題や支援の必要性、地域でできることなど、これまでの実践を通じて把握された情報や経験をもとに、課題の社会化や理解の促進に資する情報発信、勉強会等を開催する（実行団体ごとの取り組み。企画策定や実施にあたっては、必要に応じて資金分配団体によるコーディネートや運営支援を行う） 	2028年4月～2029年2月	188/200字
<ul style="list-style-type: none"> 事後評価（インパクト評価）の実施 各団体の支援によって得られた受益者の変化を評価 評価結果をもとにした事後評価報告書の作成 	2028年4月～2029年2月	64/200字
<ul style="list-style-type: none"> 最終報告会への参加 事業全体の成果をまとめた最終報告書（資金分配団体が作成）をもとにした最終報告会への参加 	2029年3月	55/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>近年海外ルーツに関する課題はメディアの注目度が高く、23年度緊急枠の事業期間の間だけでも実行団体4団体がそれぞれ朝日新聞など全国レベルのメディアで活動が特集された。本事業でも、実行団体は都道府県単位のローカルメディア中心に、地域の新聞・TV等へのアプローチして取材を依頼する。資金分配団体は、社会的所属のない方々の実態をまとめた報告書を作成し、記者会見を実施しマスメディアへのアプローチを行う。</p>	<p>197/200字</p>
<p>連携・対話戦略</p>	<p>本事業では、実行団体に対して活動する地域の行政やほか民間団体との連携を重視する。本事業で想定する受益者は、地域コミュニティとの接点が少ないことから行政や関連する支援団体からの紹介・口コミ、オフライン・オンライン双方での外国人コミュニティによる情報流通が貴重なアウトリーチ経路となる。事業期間を通じて、事業内容の発信や必要な制度の枠組みを継続的に発信していく。</p>	<p>179/200字</p>

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

<p>資金分配団体</p>	<p>①インパクト評価 YSCが文科省委託事業から15年間実践してきた本事業モデルが、ほかの民間支援団体でも同様に「社会的所属を持たない海外ルーツ支援の質と量の最適化モデル」として実現できるかをインパクト評価を通じて検証する。本事業を通じて支援を実施した受益者変化のデータをまとめ、日本語教室や就労就学支援を含む支援モデルの実践による受益者変化の効果を検証する。同時に、事業の持続可能性に関して、事業期間での事業ポートフォリオ以降の進捗と出口戦略に向けた事業計画の妥当性を評価する。</p> <p>②事業モデルの発信と横展開 各実行団体の実践実績をもとに、資金分配団体として本事業モデルを応用可能な形の研修プログラムやノウハウとして整理する。YSCが中間支援組織として有する海外ルーツ支援団体のネットワークや連携実績のある国・自治体を通じて全国発信を行うことで事業モデルの波及を狙う。</p>	<p>383/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>①本事業で獲得した専門性・運営基盤を活かした支援の継続 本事業の実行団体としては、すでに海外ルーツ支援実績を有する団体を対象としている。本事業の資金的・非資金的支援により、団体として日本語教育や就労就学支援の専門性、オンライン・ハイブリッド支援のノウハウ、DX化を含む環境整備等の知見と体制が獲得、拡充できると考えられる。これら専門的なスキルや事業運営体制は、今後の事業の中で継続して活用可能である。</p> <p>②多角的な収益ポートフォリオへの支援モデル移行 専門的支援の継続に加えて、社会課題解決と事業の持続可能性を同時に満たす支援モデルの確立を目指す。YSCの事業やノウハウを参考に、団体の方向性に基づき、補助金、寄付金や受講料収入等多様な収益ポートフォリオへの移行を進める。事業終了時にはモデルの確立に向けて一定の実績を作ることができ、また持続化に向けた事業計画が策定されている状態を目指す。</p>	<p>396/400字</p>

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果 302/800字

資金助成事業実績：

2023年度緊急枠「急増する「海外にルーツを持つ子育て家庭・若者・困窮者」緊急支援事業」資金分配団体（構成団体 READYFOR）、総額1億8224万円、助成団体数10

活動支援枠事業実績：

2024年度活動支援枠「外国ルーツ支援における地域的・分野的ひろがり応援事業」採択。8団体を対象に活動支援を実施中。

非資金的支援実績：

2019年度通常枠「外国ルーツ青少年未来創造事業」（資金分配団体・日本国際交流センター）実行団体として、海外ルーツ青少年に対して新たに支援に取り組む公益活動団体30団体および海外ルーツ青少年支援団体18団体に対して、多文化対応推進のための伴走支援を提供。

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 763/800字

【青少年自立援助センター】

海外ルーツの子ども・若者に対し複数の事業や伴走実績（非資金的支援）の経験を持つ。

▼自主事業

2010年から海外ルーツ青少年を対象とした専門家による教育支援事業「YSCグローバル・スクール」を運営。これまでに4,500人を超える海外ルーツ青少年、生活者、難民状況の子どもたちへ日本語教育、学習支援、進学・就学支援を提供。

▼自治体連携業務実績

2020年～現在、三重県教育委員会：日本語指導業務委託事業を受託

2022年・2023年度名古屋市教育委員会：オンライン日本語教育事業を受託

2023年度～現在、山口県教育委員会、東京都羽村市教委委員会：日本語指導業務委託事業受託

2024年度～現在、和歌山県教育委員会：オンライン日本語指導業務委託事業受託

2025年度千葉県教育委員会：オンライン日本語初期指導モデル事業受託

▼休眠預金活用事業実績※すべて実行団体として参加

①19年度通常枠：「外国ルーツ青少年未来創造事業」（日本国際交流センター）

②20年度緊急枠：「外国人保護者と若者のための就労支援事業」（ジャパン・プラットフォーム）

③21年度緊急枠：「海外ルーツ生活者と若者のための自立就労・地域定着支援事業」（ジャパン・プラットフォーム）

④22年度緊急枠：「外国ルーツ青少年の教育スタート支援」（公益財団法人日本国際交流センター）

▼休眠預金活用事業実績※資金分配団体・活動支援団体

①23年度原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠：「急増する「海外にルーツを持つ子育て家庭・若者・困窮者」緊急支援事業」（コンソーシアム：READYFOR）

②24年度活動支援枠：「外国ルーツ支援における地域的・分野的ひろがり応援事業」（コンソーシアム：公益財団法人日本国際交流センター）

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	全国5団体程度	
(2)実行団体のイメージ	<p>想定する実行団体のイメージ：</p> <p>①海外ルーツの方を対象とした教育支援経験を有する団体（NPO、国際交流協会、日本語教室など）</p> <p>②①かつ、法人格を有し、有給で勤務する職員が1名以上在職している。</p> <p>行政や関係機関とのネットワークを構築し、または既存のネットワークを活用し、有機的に連携しながら日本語教育や外国人支援の空白地域を含む、より広い地域の、より多くの受益者へ支援を届けようとする意思を有する団体。</p>	199/200字
(3)1実行団体当り助成金額	<p>1団体当たり平均1,060万円/年（600万円～1,300万円）</p> <p>使途例：人件費（多文化コーディネーター、日本語教師等）、アウトリーチ・送迎費、オンライン教育資機材購入費、教材・研修費、イベント・体験活動費等</p> <p>600万円の枠については、小規模団体の申請への挑戦を応援することに加え、すでに一定規模の支援が行われている団体が、新たにオンライン／ハイブリッド支援を実装する取組等の活動を想定している。</p>	198/200字
(4)案件発掘の工夫	<p>YSCは、長年の海外ルーツ支援経験を通じて、全国の当該分野や隣接領域における諸団体との関係性を有しており、これらのネットワークを通じて公募情報を発信する。また、活動支援枠公募時においては、実際に訪問し事業説明を直接的に実施した地域・団体からの申請が増大した。この経験を基に、事前調査で特定した地域・関係団体を訪問し、直接事業説明の機会を設けることで、着実な案件発掘につなげてゆく。</p>	190/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<p>合計13名（一部兼務有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメント：事業責任者、PJT統括1名 ・ 経理1名、補佐1名 ・ PO3名、補佐1名（公募、評価・伴走、専門性支援、実行団体精算管理） ・ 評価：事業責任者・PO計4名および外部専門家2名 ・ 精算伴走：POへの助言や研修に対し、外部業務委託を予定 				136/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	4名	新規採用人数(予定も含む)	0名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
		既存PO人数	4名	予定あり(詳細は右記のとおり)	メインPO1名×100% 他専門性伴走担当PO3名20～30%を想定（+事業責任者兼PO×30%）
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>休眠預金活用事業の緊急枠資金分配団体、活動支援枠活動支援団体の経験があり、休眠事業が求めるガバナンス・コンプライアンス体制を理解し、誠実に遵守している。万が一抵触事案発生の場合、規定に基づいて、厳正かつ誠実に対処する。</p>				109/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/03/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	誰ひとり取りこぼさない、IT活用も含めた日本語教育・支援体制整備事業－社会的所属のない海外ルーツ者を対象とした学びとつながりの場づくり－
	団体名	特定非営利活動法人青少年自立援助センター

	助成金
事業費	155,878,613
実行団体への助成	132,500,000
管理的経費	23,378,613
プログラムオフィサー関連経費	23,309,275
評価関連経費	14,306,900
資金分配団体用	7,786,900
実行団体用	6,520,000
合計	193,494,788

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	521,180	34,191,909	60,582,762	60,582,762	155,878,613
実行団体への助成	0	26,500,000	53,000,000	53,000,000	132,500,000
-					
管理的経費	521,180	7,691,909	7,582,762	7,582,762	23,378,613

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	395,120	6,916,635	7,998,760	7,998,760	23,309,275
プログラム・オフィサー人件費等	270,000	4,181,250	4,770,000	4,770,000	13,991,250
その他経費	125,120	2,735,385	3,228,760	3,228,760	9,318,025

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	5,282,300	4,182,300	4,842,300	14,306,900
資金分配団体用	0	3,072,300	1,972,300	2,742,300	7,786,900
実行団体用	0	2,210,000	2,210,000	2,100,000	6,520,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	916,300	46,390,844	72,763,822	73,423,822	193,494,788

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人青少年自立援助センター		
郵便番号	197-0011		
都道府県	東京都		
市区町村	福生市		
番地等	大字福生字武蔵野2351番地1		
電話番号	042-553-2575		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.npo-ysc.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.kodomo-nihongo.com/index.html	
		https://minc-net.org/	
		https://twitter.com/kodomo_nihongo	
		https://www.instagram.com/ysc_globalschool/	
https://www.facebook.com/kodomo.nihongo			
設立年月日	1977年（法人の前身となる活動設立）		
法人格取得年月日	1999/6/9		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	コウノ ヒサタダ
	氏名	河野 久忠
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	12
理事・取締役数 [人]	11
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	136
常勤職員・従業員数 [人]	75
有給 [人]	75
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	61
有給 [人]	61
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	55
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	20
個人その他会員 [人]	35

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	10
申請前年度の助成総額 [円]	160,000,000
助成した事業の実績内容	2023年度緊急枠資金分配団体として実施。海外ルーツ子育て等支援に取り組む実行団体10団体を伴走。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	<p>YSCグローバル・スクールとして受託した助成事業として、海外ルーツの人支援分野において得たもののみ記載 助成金名：令和6年度東京都在住外国人支援事業助成（東京都） 助成事業名：海外にルーツを持つ子どもと若者のための高校進学支援事業YSCグローバル・スクール プレップコース 助成額：5,000,000円 * 令和元年度より毎年受託</p> <p>助成金名：平成30年～令和2年度子供が輝く東京・応援事業助成金（公益財団法人東京都福祉保健財団） 助成事業名：足立区外国人困窮・ひとり親家庭青少年のための学習・自立支援モデル事業「あだち・グローバルユースサポートプロジェクト」 助成額：3か年合計 9,454,000円</p> <p>助成金名：WVJ新型コロナウイルス対策子ども支援事業 子ども支援団体への活動助成金（2020年）（特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン） 助成事業名：海外にルーツを持つ子どものためのオンラインサマースクール</p>

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	実行団体に採択	公益財団法人日本国際交流センター	公益活動における海外ルーツ青少年受け入れ体制推進事業
2	2020年度	コロナ等対応支援	実行団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 公益財団法人日本国際交流センター	外国人保護者と若者のための就労支援事業
3	2021年度	コロナ等対応支援	実行団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 公益財団法人日本国際交流センター	海外ルーツ生活者と若者のための自立就労・地域定着支援事業
4	2021年度	コロナ等対応支援	実行団体に採択	認定NPO法人育て上げネット READYFOR株式会社	コロナ禍で就労困難状態の若者の就労支援
5	2022年度	コロナ等対応支援	実行団体に採択	公益財団法人日本国際交流センター	海外ルーツ青少年教育支援団体における支援力向上・体制整備推進事業
6	2023年度	緊急枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人青少年自立援助センター（構成団体：株式会社READYFOR）	急増する「海外にルーツを持つ子育て家庭・若者・困窮者」緊急支援事業
7	2024年度	活動支援枠	活動支援団体に採択	特定非営利活動法人青少年自立援助センター（構成団体：公益財団法人国際交流センター）	外国ルーツ支援における地域的・分野的ひろがり応援事業

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	誰ひとり取りこぼさない、IT活用も含めた日本語教育・支援体制整備事業 —社会的所属のない海外ルーツ者を対象とした学びとつながりの場づくり—
団体名:	特定非営利活動法人青少年自立援助センター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第4章 第22条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第4章 第23条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第4章 第22条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第4章 第23条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第4章 第21条
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第4章 第26条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第4章 第28条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第4章 第27条
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会の運営規定	(選任等)3
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会の運営規定	(選任等)4
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第4章 第31条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第4章 第32条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第4章 第31条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第4章 第32条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第4章 第30条
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第4章 第34条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第4章 第36条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第4章 第35条
●理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第2章
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	理事会の運営規定	(職務)5
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条～第7条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第9条～第10条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第2条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント等防止規程	全項
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	情報公開規程	第6条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	情報公開規程	第7条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員および役職員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第2条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第2条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規定	第3条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規定	第14条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第4条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規定	第4条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規定	第7条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第8条、第9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規定	第1章、第4章
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規定	第1章第3条、第5条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第4条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第6条、第7条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第5条
● 情報公開に関する規程				
以下の1~4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	第6条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第2章 第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第3章 第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第3章 第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第3章 第15条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第1章 第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第1章 第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第3章 第18条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第2章 第6条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第3章 第22条、第23条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第5章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規定	第6章

特定非営利活動法人 青少年自立援助センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 青少年自立援助センター という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を東京都福生市大字福生字武蔵野2351番地1に置く。

- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を愛知県蒲郡市三谷北通5丁目141番地に置く。
- 3 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都足立区千住三丁目6番12ツオード千住壺番館4階に置く。
- 4 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都板橋区板橋3丁目6番17号SKTビル2階B・C室に置く。
- 5 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都八王子市東町3番10号 山善ビル3階・4階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、不登校ないし引きこもり等を経験したため、又はその状態を継続しているために、一般的な就職等による社会的な自立が困難になると予想される、又は現実に困難になっている青少年（以下「青少年」という）に対して、不登校ないし引きこもり等の状況から脱却する機会を提供し、かつ、社会的自立を援助する活動として、社会参加上重要な集団生活、共同作業等の基礎訓練を行う場、及び模擬的な就業体験の場などを提供することに関する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた社会的自立の機会を獲得することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 青少年に不登校ないし引きこもり等からの脱却の機会を与え、又、集団生活、共同作業等の社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営
- (2) 不登校、引きこもりであった青少年が、自立を目指す一環として就労体験をする機会を提供する事業
- (3) 上記(2)の事業として、漬物用野菜の加工事業、漬物、海産物等の物

品販売及び乳製品等の製造販売事業、衣類・家具等のリサイクル商品の販売及び受託販売、リサイクル資源の再商品化業務及びその受託業務、清掃及びハウスクリーニング事業及びその請負事業、その他 上記事業に関連する諸事業の運営

- (4) 青少年とその保護者に対する相談事業
- (5) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業
- (6) ホームヘルパー養成講座等、社会福祉関連人材養成のための講習会開催及び青少年健全育成者養成講座等、社会教育関連人材養成のための講習会開催
- (7) 青少年、高齢者、心身障害者等に対する移送・家事・給食・清掃及び生活改善支援・就労訓練等の福祉サービス事業
- (8) 上記(7)の事業として、グループホーム運営事業、地域生活支援センター運営事業、ガイド及びホームヘルプサービス提供事業、自立支援センター運営事業等の地域福祉増進のための事業
- (9) 障害者総合支援法に基づく障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業
- (10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (11) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業
- (12) リサイクル資源の回収・再利用促進事業
- (13) 特定非営利活動を行う団体に対する情報提供・助言等の支援事業
- (14) 上記(5) (13)の事業の一環として出版事業
- (15) 上記(2) (5)の事業の一環として無料職業紹介事業
- (16) その他 上記事業に関連する諸事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人
- (3) 賛助法人会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人
- (4) 特別会員・名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員又は名誉会員として理事会において推薦された個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

2 正会員及び賛助会員並びに賛助法人会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

3 特別会員又は名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 名誉会員を除く会員は、總會において別に定める入会金及び会費を納入しな

なければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上15人以内
- (2) 監事 1人

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - (1) 理事長 1人
 - (2) 専務理事 1人
 - (3) 常務理事 1人以上3人以内
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担して処理する。

- 4 理事は、理事会を構成し、法令並びにこの定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前号の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に

加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要を認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、5月31日に終わる。

(事業計画)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

ない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当時の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から1999年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から1999年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に

掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	10,000 円、	会費年額	12,000 円
(2) 賛助会員	入会金	1,000 円、	会費年額	3,000 円
(3) 賛助法人会員	入会金	50,000 円、	会費年額	50,000 円
(4) 特別会員	入会金	10,000 円、	会費年額	12,000 円

(別表)

役員名簿

特定非営利活動法人 青少年自立援助センター

	役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	備考
1	理事	クドウ サダツグ 工藤 定次		理事長
2	理事	クドウ ヒメコ 工藤 姫子		専務理事
3	理事	タキカワ シュウ ゾウ 瀧川 修三		常務理事
4	理事	イノウエ テツオ 井上 哲夫		常務理事
5	理事	ナガタ ミノル 永田 實		
6	理事	タケダ ヒデオ 武田 秀夫		
7	理事	ミハシ オサム 三橋 修		
8	理事	シノハラ ヨシノ リ 篠原 義則		
9	理事	ヤク ハルコ 夜久 晴子		
10	理事	コセキ シゲミツ 小関 重光		
11	理事	カンザワ キヨエ 神澤 喜代枝		
	監事	ヨシノ カツクニ 吉野 勝訓		